住宅手当支給規程

（目的）

第１条　本規程は、就業規則第５７条の定めるところにより、特定非営利活動法人まちづくりスポット（以下「団体」という。）職員に対し支給する住宅手当について定めたものである。

（資格要件）

第２条　住宅手当は、第４条の例外を除き、賃貸住宅（借上社宅、寮、特定優良賃貸住宅、雇用促進住宅等公共的な住宅は除く）に居住している世帯主に支給するものとする。

（定義）

第３条　本規程で世帯主とは、自己名義の借家に住居する者をいう。

（支給制限）

第４条　住宅手当は、以下のいずれかに該当する場合には支給しない。

（１）パートタイム職員

（２）市町村など自治体から公的家賃補助を受給している者

（３）父母または祖父母が所有している（または家賃を負担している）住居に住む者

（４）父母または祖父母の住居が、勤務地から通勤時間１時間の範囲内にある者

（５）自身が世帯主でない者

（６）休業、休職中等勤務していない期間の者

（支給額）

第５条　住宅手当の支給月額は次の通りとして、毎月の給与で支給する。

月額　　５，０００円

（申請手続）

第６条　住宅手当を受給しようとする者は、次に揚げる書類を添付して別に定める「住宅手当支給申請書」を団体に提出しなければならない。

（１）住民票記載事項の証明書

（２）家屋賃貸借契約書またはそれにかわる書類

（３）市町村など自治体からの公的家賃補助を受給していた者は、受給終了証明書またはそれにかわる書類

２　団体は申請を受理したときは審査の上受給資格を認定し、申請を受理した日の翌

月度から住宅手当の支給を開始または変更するものとする。

（資格喪失）

第７条　住宅手当の受給資格を喪失した場合には直ちに別に定める「住宅手当喪失届」を法人に提出しなければならない。

２　団体は前項の届出を受理したときは、その事実が発生した日の翌日度から住宅手当の支給を停止する。

（不正・錯誤による受給）

第８条　住宅手当の支給が故意または錯誤に基づく場合にはこれを取り消し，既に支給した分を返納させる。

（支給の停止）

第９条 団体が極度の経営不振に至った場合、および団体が必要でないと判断した場合はやむなく支給停止となる。

（規程の改廃）

第10条 社会情勢及び施設の運営状況等により、この規程を廃止又は改定する場合がある。

附則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年６月７日から改訂施行する。